

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 部門別検査研究班運営規程細則

(目的)

第1条 部門別検査研究班運営規程（以下「規程」という。）によるほか、研究班運営に関する詳細事項を細則に定め、より円滑な研究班運営を図ることを目的とする。

(運営の遂行)

第2条 規程に従い、細則を以て運営を遂行するが、別に定める部門別検査研究班マニュアルに沿って円滑な運営を遂行する。

(費用の負担)

第3条 研究参加にかかわる費用の負担については、別表1に定める。

2 他の都道府県の日臨技会員は、埼臨技正会員と同等の扱いとする。

(講師料)

第4条 講師料は別表2に定める。

2 上記に関わる交通費、資料代、宿泊費等は領収書と引き替えの上、実費を弁済する。ただし、鉄道、バス等の通常運賃に関しては領収書を必要としない。なお、交通費、宿泊費、車代等の概算支払いは受給者の一時所得（課税対象）となるため注意を要する。

(協賛)

第5条 企業の協賛を得て研修会等を開催する場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。ただし、協賛は必要最小限にとどめることとする。

2 協賛を得る企業は賛助会員のみとする。

3 協賛内容は以下のとおりとする。

(1) 現金（会場費、講師代等使用目的が明確な金銭）

(2) 試薬等の物品

(3) 寄付（企業の社則等に従い取り扱う）

4 協賛金は一回あたりの研修会運営にかかる費用以内とし、かつ2万円を超えない額とする。但し、会場費及びその附属備品代に係わる金額についてはその限りではない。

5 協賛金は、本会口座への入金とし、企業との直接のやりとりは行わないこととする。

(共催)

第6条 賛助会員の社則等で、協賛が困難な場合は、共催を認める。その場合、理事会の承認を得なければならない。

2 共催金の取り扱いは第5条と同様に行う。

3 企業が主催する事業への共催は原則として禁止とする。

(講師依頼書等)

第7条 講師依頼書、講師派遣依頼書、施設借用願等の文書は、所定の書式を使用し、学術部長を経由して事務局長および事務局へ連絡し、発翰番号を記入して送付する。

(会議費の扱い)

第8条 研究会会議及び調査研究活動に伴う費用は旅費規程の定めによるものとする。

(研修会の開催)

第9条 研究会の日時、会場、内容、協賛メーカー名、協賛内容等は期日までに研究会担当理事に提出しなければならない。

(研究会の変更)

第10条 研究会の日時、会場、内容等に変更が生じた場合は、研究会担当理事まで文書にて通知するとともに、会員に対する不都合が生じないように配慮すること。

(事業報告)

第11条 研究会長は、研究会及び研究会会議終了後1ヶ月以内に研究会報告を学術担当理事へ提出しなければならない。

2 会計報告は上半期および下半期に分けて会計部長へ行うこととする。

(細則の改廃等)

第12条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

費用負担の区分		
	通常の研修会	実習を伴う研修会
会 員	無料 (会場整理費、資料代等は負担する)	実費負担
賛助会員	無料 (若干名まで) (会場整理費、資料代等は負担する)	実費負担
非 会 員*	5,000 円	実費負担と 5,000 円を別途負担する
学 生	無料	実費負担

*非会員とは臨床・衛生検査技師で当会もしくは日臨技の会員でない者をさす。なお、賛助会員施設に所属する臨床・衛生検査技師も同様である。

別表 2 (第 4 条関係)

講師料				
職種	講師料			
	15 分	30 分まで	60 分まで	60 分超え
医師等	7,500 円	15,000 円	30,000 円	50,000 円
技師 (県内)	2,000 円	3,500 円	7,000 円	10,000 円
技師 (県外)	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円
上記以外	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円

*最高額は 1 名講師の場合に支給する。

*交通費は鉄道料金の実費、宿泊費は領収書がある場合に実額を支給する。資料代、車代の支払いは領収書があり、その金額が妥当な場合のみ支給する。

*源泉税等は外税とする。